

平成 24 年度介護職員等喀痰吸引等京都府研修（第 1 号、第 2 号研修） 募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

2 主催 京都府（健康福祉部介護・地域福祉課）

3 実施主体 公益社団法人京都府看護協会

ただし、実地研修については本研修受講の介護職員等の勤務先施設等に委託等して実施する。

4 受講対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く。）、訪問介護事業所等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）

※研修スケジュールに欠席なく参加できること、実地研修を平成 24 年度中に修了できることが受講要件となります。また実地研修における調査依頼書の内容を、施設長等と御相談の上、受講を御検討ください。

5 募集定員 200 名

6 受講料 基本研修の受講料は 21,000 円です（全員必要）。

基本研修受講後、実地研修を各勤務先以外の施設等で行う場合は、別途 30,000 円が必要です。

※なお、指定テキスト中央法規「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（¥2,000（税別））を購入するか、厚労省の HP よりダウンロードして持参してください。

※振り込み方法については、受講決定通知の際に、お伝えいたします。

※テキストの当日販売は行いません。事前に購入し、持参してください。

7 研修日程

[基本研修（講義）] 8 月 20 日(月)・21 日(火)・9 月 4 日(火)・5 日(水)・12 日(水)・13 日(木)・20 日(木)に集合研修で実施。

[基本研修（演習）] 9 月 24 日（月）以降約 2 週間の間各ブロック毎（北部、京都市内、南部）で演習を実施。

[筆記試験] 10 月中旬に実施予定。

[基本研修（演習）評価判定] 10 月末までに各ブロック毎（北部、京都市内、南部）で基本研修（演習）評価判定を実施。

[実地研修] 筆記試験、基本研修（演習）評価判定に合格した者は、平成 24 年度中に、実地研修を各勤務先施設等で実施。

8 会場

[集中講義] 京都府医師会館 3 階 講義室 京都市中京区西ノ京梅尾町 3-14（JR 二条駅前）

9 申込方法

受講申込は、受講申込書、実地研修における調査依頼書及び 80 円切手を貼付した返信用封筒（施設所在地・施設名・担当者名を必ず記入）に必要事項を記入の上、8 月 3 日（金）までに公益社団法人京都府看護協会あて郵送願います。返信用封筒は、受講書の返送に使用します。

10 申込締切

平成 24 年 8 月 3 日（金）（当日消印有効）

11 修了証書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証書を交付します。
各講義における遅刻・早退について、欠席とみなした場合は修了証書を交付できません。

12 申込・問い合わせ先

公益社団法人京都府看護協会「介護職員研修」宛
〒606-8111 京都市左京区高野泉町 40-5 TEL 075-723-7195 FAX 075-723-7272

13 その他

- 施設・事業所内で複数の希望者がいる場合は、必ず優先順位を記載してください。
- <<受講に際しての注意事項>>を必ずお読みください。

<<受講に際しての注意事項>>

1. 研修会場への交通費、食費、宿泊費は、受講者が負担してください。
研修会場内での飲食はできませんので、昼食は近隣の施設をご利用ください。
2. 会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
3. 受講者の推薦等について（対象者は次のとおりですので、ご確認ください。）
 - 1) 次のアからウのいずれも満たし〈※自施設において実地研修を行うことができない場合は、実地研修における調査依頼書にその旨を必ず記載してください。〉、勤務先の施設長の推薦がある者としてします。
 - ア 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く。）、訪問介護事業所等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。）
 - イ 原則、介護職員等の勤務先の施設等において実地研修ができること
 - ウ 勤務先の施設等において実地研修を実施するに当たっては、国の指導者講習又は京都府指導者養成研修（平成 23 年 11 月開催・平成 24 年 8 月開催）を修了している指導医師又は指導看護師（介護職員等の指導及び評価を行う医師、保健師、看護師及び助産師（准看護師を除く）をいう。）が確保されていること
 - 2) 受講決定者の変更は、原則として認められません。
やむを得ず、変更が生じた場合は、京都府看護協会に事前に申し出てください。事前の申し出がない場合は、受講決定者と異なる方が来られても受講できません。